

奈良県労働会館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十四号

奈良県労働会館使用規則の一部を改正する規則

奈良県労働会館使用規則（昭和二十七年十月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中
「大会議室（A・B） 中会議室 田中会議室」を
小会議室（1・2・3・A・B）」

「大会議室（A・B） 中会議室
小会議室（1・2・3・A・B・C）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。